

豊中市法人設立登録免許税助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けて法人設立し創業する者に対して登録免許税を助成することにより、豊中市内での創業を促し地域経済の活性化を目的として豊中市（以下「市」という。）が実施する「豊中市法人設立登録免許税助成金（以下「助成金」という。）」に関し、豊中市助成金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 本助成金を申し込むことができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年七月十日法律第百二十二号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む者は除く。

- (1) 中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）に定める中小企業者のうち、株式会社及び合同会社（以下「事業者」という。）。
- (2) 事業者該当し、市内に本店所在地を有し、その代表者に市税の滞納がない者。ただし、非課税又は免除の場合は納税しているものとみなす。
- (3) 代表者が産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の交付を受けた事業者。
- (4) 助成金の交付申込日の属する年度に設立した事業者。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、助成金の交付申込日の属する年度の前年度の2月1日以降に設立した事業者。

(助成金の算出方法)

第3条 市長は、対象者が法人の設立登記時に支払った登録免許税のうち、株式会社にあつては75,000円、合同会社にあつては30,000円を予算の範囲内で助成する。

(助成金交付の申込み)

第4条 助成金交付の申込みをする対象者（以下、「申込者」という。）は、豊中市法人設立登録免許税助成金交付申込書兼請求書（様式第1号）に別表1「添付書類一覧」に掲げる添付書類を添えて、指定された期間内に市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた書類については、この限りでない。

2 助成金交付の申込は、同一の事業者につき1回限りとする。

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申込書の提出があつたときは、内容等を審査し、助成金の交付の可否を

決定し、助成金の交付が適当であると認める場合は、助成金を遅滞なく対象者に交付するものとする。

2 市長は、前項の審査において、交付が不相当であると認める場合は、助成金の不交付決定を行い、豊中市法人設立登録免許税助成金不交付決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第6条 市長は、当該助成金の交付決定を受けた申込者（以下「助成対象事業者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な方法により助成金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が助成金を取り消す必要があると認めるとき。

（助成金の返還）

第7条 市長は前条の規定により助成金の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る助成金が既に交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第8条 助成対象事業者は、前条に規定する助成金の返還を求められたときは、補助金規則第14条の規定を準用するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、その限りではない。

（他の助成金等との併用制限）

第9条 助成対象事業者が国、府又はその他の公共団体等から、対象経費について助成金等の交付を受けた場合又はその予定がある場合は、この要綱に規定する助成金の交付を併用して受けることはできない。ただし、特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の交付を受け設立した事業者が受ける登録免許税の軽減措置は除く。

（協力）

第10条 市長は、申込者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 申込者が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するかどうかについて調査する必要がある場合、大阪府警察に照会する際に必要な情報について提供すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

（この要綱に定めがない事項）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(別表1)

助成金の交付申し込みの添付書類は、以下の書類とする。

法人設立登記時の登録免許税を支払ったことが確認できる書類
豊中市が発行した特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写し
履歴事項全部証明書（発行から3か月以内のもの、写し可）
法人代表者の市税に未納のない証明書（写し可）
その他市長が必要と認める書類

豊中市法人設立登録免許税助成金交付申込書兼請求書

豊中市長 様

豊中市法人設立登録免許税助成金の交付を受けたいので、「豊中市法人設立登録免許税助成金募集要領」の内容を了承のうえ、関係書類を添えて申込みします。また、交付決定後は交付決定額を下記の口座に振り込んでください。

1. 申込者の情報

フリガナ			
法人名			
法人所在地	〒		
フリガナ		代表者住所	〒
代表者氏名			
代表者生年月日	年 月 日	電話番号	

2. 申込要件の情報

助成金の額	75,000円 ・ 30,000円
法人の種類	株式会社 ・ 合同会社
会社設立年月日	年 月 日
特定創業証明書の 証明年月日	年 月 日

3. 誓約事項

※誓約事項を確認し、下表右端のチェックボックスにチェックを入れてください。

私は、申込要件を全て満たしています。	<input type="checkbox"/>
申込書類に記載された内容に虚偽が判明した場合は、補助金の返還と違約金の支払いに応じます。	<input type="checkbox"/>
本補助金の対象となる経費について、国・府等から補助金等の支給を受けておらず、今後も支給を受ける予定はありません。ただし、特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の交付を受け設立した事業者が受ける登録免許税の軽減措置は除く。	<input type="checkbox"/>
豊中市から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。	<input type="checkbox"/>
納付すべき市税の全般に関して、滞納をしていません。	<input type="checkbox"/>
申込書類に記載された情報を、豊中市暴力団排除条例第14条に基づき、大阪府警察に提供することに同意します。	<input type="checkbox"/>
代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、豊中市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団密接関係者には、該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者が経営に事実上参画していません。	<input type="checkbox"/>

4. 補助金振込口座に関する情報

金融機関名			
支店名			
預金種目	1. 普通	2. 当座	口座番号
フリガナ			
振込先名義(※)			

(※) 振込先の名義は、必ず「1 申込者の情報」と同一名義にしてください。

私は、豊中市法人設立登録免許税助成金の交付の申込みを行うにあたり、本申込書の内容がすべて事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 (年) 月 日

豊中市長 様

法人所在地：

法人名：

代表者氏名：

様式第2号

豊活産第 号
令和 年（ 年） 月 日

様

豊中市長

豊中市法人設立登録免許税助成金不交付決定通知書

令和 年（ 年） 月 日付で申込みのありました助成金につきまして、審査の結果、助成金を交付しないことを決定しましたので、豊中市法人設立登録免許税助成金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、通知します。

記

不交付の理由